

後遺障害診断書

※裏面の〈記入上の注意〉をご参考に該当する障害欄へのご記入をお願いします。

日産労連・全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)

氏名	男 女	明治 昭和	大正 平成	年	月	日生	職業					
住所	受傷場所											
ア. 障害内容	既存障害又は既往症											
イ. 原因となった 疾病・外傷名	前医 有・無		病院名(住所・電話) 医師名									
ウ. イの原因												
患者申告 受傷・発病日	年	月	日	入院期間								
医師推定 受傷・発病日	年	月	日	年	月	日	から	年	月	日まで		
初診日	年	月	日	年	月	日	から	年	月	日まで		
初診日	年	月	日	年	月	日	現在	1. 入院治療中 2. 通院治療中 3. 治ゆ 4. 転医 5. 中止				
1. 発病(受傷) から初診までの経過および初診時の所見			初診時の意識状態(ア. 正常 イ.軽度の障害 ウ.重度の障害 エ.昏睡状態)									
			JCS・GCSスコア:()									
2. 現在までの治療内容と効果、その他特徴的なこと			器質的变化(ア.有 イ.無)、検査名() *具体的内容は下記に記載して下さい。									
			手術名 手術日 年 月 日									
眼球の障害	視力 (矯正 可・不可)		調節機能		視野(ゴールドマン型視野計、V/4視標による)							
	裸眼	矯正	近点・遠点・屈折力等	調節力	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上
	右		cm	cm	D							
	左		cm	cm	D							
まぶたの障害	1. 複視の有無		2. 注視野の広さ		3. 散瞳・羞明の程度		眼球の完全喪失日					
	ア.正面視にて複視を生じる	イ.左右上下視にて複視を生じる	(右) 400度	(左) 400度	(両眼) 360度	対光反射	有・無	右	年	月	日	
聴力障害と耳介の欠損	オージオメータ検査成績											
	鼻軟骨の欠損(欠損の程度を「醜状障害欄」に記載ください)						鼻の障害					
	ア.感音性難聴(右・左) イ.伝音性難聴(右・左) ウ.(混合性難聴(右・左))						1.軟骨部の全部又は大部分 2.「1」以外					
	検査日						6分平均					
	第1回						最高明瞭度					
	年 月 日						dB					
	右						dB					
左						dB						
検査日						6分平均						
第2回						最高明瞭度						
年 月 日						dB						
右						dB						
左						dB						
検査日						6分平均						
第3回						最高明瞭度						
年 月 日						dB						
右						dB						
左						dB						
【注】検査と検査の間隔は7日以上あけてください。												
耳介の欠損程度						1.耳介(軟骨部)の1/2以上 2.耳介(軟骨部)の1/2未満						
鼓膜の外傷性穿孔および耳漏						1.常時耳漏がある 2.「1」以外 3.外傷による外耳の高度の狭窄で耳漏を伴わない						
耳鳴の程度と大きさ						1.他覚的に著しい耳鳴りが常時ある 2.耳鳴りが常時ある						

事故前	今回の事故前に、喪失または歯冠部の大部分(歯冠部体積の4分の3以上)を欠損していた歯(補綴済の歯、c4状態であった歯も歯冠の大部分を欠損していた歯に該当します)													
	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7							7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7						
事故後	今回の事故により、喪失または歯冠部の大部分(歯冠部体積の4分の3以上)を欠損した歯 該当歯 計 本(歯)													
	E D C B A A B C D E							E D C B A A B C D E						
補てつ前	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7							7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7						
	E D C B A A B C D E							E D C B A A B C D E						
補てつ後	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7							7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7						
	E D C B A A B C D E							E D C B A A B C D E						
言語機能の障害	1. 構音障害により発音不能のもの (イ.口唇音 口.歯舌音 ハ.口蓋音 ニ.喉頭音)													
	2. 声帯の全部摘出													
そしゃく機能の障害	1.流動食以外は摂取できない													
	2.粥食又はこれに準ずる程度の飲物以外の摂取ができない													
原因	3.ある程度の日常固形食(ご飯など)は摂取できるが、これに制限があって、そしゃくが充分ではない													
	4.その他													
神経系統の機能または精神・胸腹部臓器の障害	神経因性筋脱離障害又は神経因性直腸障害													
	無・有 症状													
感覚障害	範囲	四肢・片・対(上肢・下肢)・単(上肢・下肢)・局部												
	性状	脱失・鈍麻・その他()												
疼痛の労働能力に及ぼす影響(*2)	種類	1.疼痛 2.異常感覚(蟻走感、感覚脱失等) 3.特殊な性状の疼痛(カウザルギー・RSD)												
	日常生活上の所見	次の項目について、○・×をつけてください ○:一人できる ×:一人ではできない *条件や特徴的な所見がありましたら、裏面へご記入ください 【注】補助具等の使用の状態をもって記入してください。												
胸腹部臓器・生殖器・泌尿器の障害	各臓器の機能低下の程度と具体的症状(生化学検査・血液学的検査などの成績は、この欄に簡記するか検査表を添付してください。)	(1)歩く(屋内)	[]											
		(2)歩く(屋外)	[]											
		(3)座る(正座・脚なげ等問わず)	[]											
		(4)立ち上がる	[]											
		(5)階段を上る	[]											
		(6)階段を下る	[]											
		(7)ひもを結ぶ	[]											
		(8)上衣の着脱(前あきの上衣を着てボタンをとめる)	[]											
		(9)ズボンの着脱(どのような姿勢でもよい)	[]											
		(10)持ち上げる(概ね500gのもの)	[]											
		(11)字を書く(文章は問わず)	[]											
		(12)簡単な買い物での釣銭の計算	[]											
日常生活上の介護の要否(下記の項目のうち、該当するものに○をしてください。)														
A 食物の摂取	B 排便・排尿	C 衣服着脱・起居歩行・入浴	D 精神状態											
ア.箸を使用して可能 イ.食器・食物を選定すれば自力で可能 ウ.自力では困難 エ.介助がなければ全く不可能	ア.通常便器で、自力で可能 イ.特別の器具を使用すれば自力で可能 ウ.特別の器具により、自力で排せつできるが、あとしまつは自力では不能 エ.おしめ、特別の器具を使用しており、自力では不能	ア.通常身のまわりの動作可能 イ.ベッド上の起居・周辺歩行・衣服着脱・入浴がろうじて可能 ウ.ベッド上の起居・周辺歩行のみがろうじて可能 エ.ねがえり・ベッド上の小移動のみ自力で可能 オ.全くの寝たきり状態	ア.通常精神(知能)状態 イ.障害が軽度で監視介助は不要 ウ.障害が中程度で大部屋での監視介助が必要 エ.障害が高度で常に監視介助または個室隔離が必要											
労働能力喪失の程度	1.労働能力が全くなく生命維持に必要な身の回りの処理の動作について他人の介護を(イ.常時、ロ.随時)要する。													
	2.労働能力が全くなく終身労働に服することができない。													
神経・胸腹部臓器	3.特に軽易な労働にのみ服することができる。(労働能力が平均人の1/4程度)													
	4.軽易な労働にのみ服することができる。(労働能力が平均人の1/2程度)													
精神	5.通常労働に服することはできるが、就労可能な職種が相当な程度に制限される。													
	1.精神の障害のため他人の監視又は介護(イ.常時、ロ.随時)を要する。													
精神	2.精神の障害のため労働能力はあっても常時他人が付き添って指示を与えなければ全く労働の遂行ができない。													
	3.他人の頻繁な指示がなくては労働の遂行ができない又は、労働遂行の巧緻性や持続性が平均人より著しく劣る。													
精神	4.精神の障害のため他人の監視は不要であるが労働能力が平均より明らかに低下している。													
	5.精神の障害のため職種が相当程度制限される。													
精神	6.労働には差し支えないが、医学的に証明できる精神障害がある。													
	7.労働には差し支えないが、医学的に推定できる精神障害がある。													

